

2025 年 1 月

生成的人工知能（以下、生成 AI）の取り扱いについて

生成 AI の取り扱いについて、以下のように規定いたしました。つきましては 2025 年 1 月 19 日改正の投稿規定へ追記したことをお知らせいたします。

2. 生成 AI の取り扱い

- 1) 生成 AI は著者資格を有しないものとします。
- 2) 生成 AI を文書校正ツールとして利用することについては利用者自身の責任とし是非は問いません。

学会誌編集委員会